

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號三第 卷四十五第

月三年七十和昭

論叢

資本主義的論理續論……………經濟學博士 柴田敬

ナチス社會保險の經營原理……………經濟學士 中川與之助

金本位の廢棄と支拂準備……………經濟學士 中谷實

錢莊業の機構……………經濟學士 徳永清行

時論

大東亞戰爭と經濟建設……………法學博士 神戸正雄

研究

日本綿業確立期に於ける貿易政策……………經濟學士 松井清

佛領印度支那貿易の性格……………經濟學士 河野健二

岩瀨忠震の開國交易思想……………經濟學士 松木順

說苑

李孤帆著「招商局三大案」……………經濟學士 鈴木總一郎

附錄

彙報・外國雜誌論題

岩瀬忠震の開國交易思想

松 木 順

一 略 傳

岩瀬忠震、字は善鳴又は百里、幼時篤三郎、後に應三郎又は修理と稱し瞻洲と號したが、廢錮後は鷗處と稱し天浪島民・葛飾半農¹⁾なども號した。文政元年十一月廿一日徒頭設樂貞丈の第三子として江戸に生れ、(母は大學頭林述齋の女)天保十一年二月岩瀬市兵衛忠正の養嗣子となる。昌平饗に學び、西丸小性となり嘉永二年秋甲府徵典館學頭を命ぜられ、翌々四年の春、昌平坂學問所教授に轉じて同六年十月徒頭となる。安政元年正月二十二日老中阿部正弘の推舉にて目付に任んぜられたが、之れは父子共に職にあれば其子賢と雖も父の職を越ゆること能はずとする幕府従來の慣習を破るものであつた。²⁾爾來海防掛助(同年一月廿二日)、内海臺場晉請大僧鑄立大船製造用掛(同年四月五日)、松前蝦夷地事務取扱(同年五月十九日)、軍制改正用掛(同年七月廿四日)等の諸役を命ぜられ、殊に講武所の創設に與つて力があつた。³⁾翌二年正月十日には川路聖謨、水野忠徳と共に下田取締掛を仰せ付けられ、當時『同所御取締之嚴寬は、實に國家治亂之岐路に候。』とされた下田に派遣され、その取締に當ると共に戸田村寶泉寺に於けるプチャーナム(Pupnamus Puhaine)(布格差)との會談に列る等、漸次對外交渉に直接携るに至つた。三月十日歸府してその應接の事情を報じ廿日再び江戸を發して下田に赴き五月十五日下田より歸府した。伊豆七島巡

1) 阪本鈔之助述、「岩瀬肥州の遺稿」(「江戸」第5號)
 2) 昌平學科名錄(其二)(「江戸」第13號)
 3) 甲府略志、228頁
 4) 栗本勳雲著、砲鹿遺稿、84頁
 5) 東京市役所編(東京市史外篇)講武所、4頁
 6) 大日本古文書、「幕末外國關係文書之九」、96頁

見も見合せとなり、(五月九日)、著書翻譯用掛に就く(六月五日)。翌三年には新造船(君澤型)に搭じて下田に廻航し(四月十六日)或は朝鮮人來聘掛(八月十七日)ともなる。ハリス(Townsend Harris)が下田に上陸したのは安政三年八月五日のことであるが、忠震はハリスの駐紮を許可するも諸事彼の要求を縮小すべしとの老中の命を帯びて同月廿四日下田に特派され、九月朔日には蘭國軍艦メデナサ(Medusa)號艦長フアビユス(Fabius)と會見し更に九日にはハリスと應接してゐる。次いで外國貿易取調掛設置(十月廿日)せらるや、大目付跡部良弼、同土岐頼貞勅定奉行川路聖謨、同水野忠徳、同松平近直等と共にその一員に加はり、互市開始に關する調査に従つたのである。此の頃伊賀守と稱した。安政四年四月忠震は水野忠徳と共に『貿易筋之儀十分に取調、歸府之上委細中聞候様可被致候』との旨を受け、下田を経て長崎に派遣され、爾來九月に至るまで同地にあつて貿易を研究し又日蘭(八月廿九日)日露(九月七月)兩追加條約の締結に努力したが、之等は後の日米通商條約審議に役立つたようである。

十月改めて肥後守と稱した。九月長崎を發して肥後等各地を巡視し十一月歸府登營したが翌月三日には井上信濃守清直と共に既に在府中のハリスとの談判委員に擧げられ、同月十一日より審書調所に於て行はれし十數度の會談に誠心を以て應接し、翌安政五年正月十二日其の審議を了した。次いで正月廿九日忠震は堀田正睦に隨ひて京都に上つたが空しく歸府して、調印期日を延期する苦境に立つたが、六月ハリスが下田より軍艦ポーハタン(Powhatan)に搭じて神奈川小柴沖に來航し英佛艦隊の不日來航すべきを告げて速かに調印するを促すや、忠震は井上清直と共にハリスを訪ひ十九日拂曉遂に修好通商條約十四ヶ條、貿易章程七款に調印を了したのである。更に外國奉行となり(七月八日)、日蘭、日露、日英、日佛の各通商條約の締結に盡力したが、將軍繼嗣問題において橋本左内等と一橋慶喜を推したため井伊直弼と相容れず外交問題も一應終了せる九月五日作事奉行に遷され翌六

7) 一四、793頁
 8) 一五、37頁、91頁
 9) 同上、792頁

年八月職を退けられて、墨水畔の一草盧破雲園に蟄居し、讀書講文してその憂悶を歌詩に發したが、文久元年七月十一日卒した。享年四十四、白山蓮華寺に葬られしが後に雜司ヶ谷に移葬された。大正四年十一月十日特旨を以て正五位に追陞さるるの榮に浴してゐる。

忠震は幕末の外交家である。安政五年四月廿七日の左内への書翰において『蘭人も來る四日に發足之積に相成候、先差向き外夷之接待も無之、吾輩放逐之時愈々來り申候』¹⁰⁾と述べ、又五月廿八日の書翰でも『來月四日蘭人發程、最早小生輩は愈々排擊之時至り申候。來月四日は猶婢僕の三月四日の如し』¹¹⁾と、外交問題が終了せば身は貶黜せらるに至るべしと察し、而も忠震を退けし井伊大老が『岩瀬輩輕賤の身を以て柱石たる我々を聞き、悉に將軍儲副の儀を圖る。其罪の惡む可き大逆無道を以て論するに足れり、然るを身首所を殊にするに至らざるは、彼其日本國の平安を謀る、籌畫圖に中り鞠躬盡瘁の勞没す可らざる有るを以て、非常の寬典を與へられたるなり』¹²⁾と言ひし程に、自他共に許す外交家であつた。

忠震は實に誠の人である。而も之れは外交態度にも窺はれる。ハリスとの會談に於ては『毎度外國より危難申懸候趣、被申聞候得共、修理におゐて、合點いたし兼候、歐羅巴諸洲之人に而も、同じ天地間の人に候得は、誠實を以引會候上は、絶て子細有之間敷と存候』¹³⁾と語り、知れるを知れりとし知らざるは知らずとし、國家のため護るべからざるは護らず、折れ合うべきは折れ合つたのである。向島白鬚神社内に現存する忠震の碑文には次の如くある。

『於戲爽恢 其貌也揚 眉秀眼明 才敏氣昂 臨事勇往 曾不限防 駭機忽發 垂翼臥床
精意丹青 追倪慕黃 不忤不愧 爰歸其藏』

10) 橋本左内全集、487頁
11) 同上、508頁
12) 栗本錦雲著、袍庵遺稿、92頁
13) 幕末外國關係文書之一八、605—606頁

又人材を能く鑑別するの明を有し其の技倆を展るを得せしめたのであつて、矢田堀景藏、勝麟太郎、平山謙二郎、下曾根金三郎、河津三郎太郎、江川太郎左衛門、箕作支甫、杉田支端、古賀謹一郎等は忠震に拔擢されたものであると云ふ¹⁴⁾。その交る所獨り幕府有司のみに限らず各藩有爲の人物に及ぶ、左内との交遊も深いようである¹⁵⁾。詩書畫には特に巧みであつた。

二 開 國 論

安政五年正月八日、忠震は肥後藩江戸留守居溝口藏人と自邸に會した際次の如く述べてゐる。

「全世界之勢相變し、當今之光景全く漢の戰國比之形に而、一國同盟に背き候へは互に征討と申様なる仕成に相成、皇國同盟に不從候へは其儘に而者不相濟勢に而、英吉利佛蘭西魯西亞等之強國代るく、申應何歟名といたし一端戰爭を相始め候へは、先づ世界相手に而、勝負は無論人種盡候歟降參いたし不申迄は百年に而も戰爭相止み不申、我は始末不動彼は往來之序杯に隱見出沒いたし候へは、彼は逸し我は勞するの理に成行候は相違無之、容易に兵端を開き倒は無謀之事に有之、決而公邊被慮候筋に無、其上數百年春風利氣に恰候人質急には折合申間敷、惣して日本は輿地之中央程に而、殊に支那海亞米利加之間に有之、人物才力逸に而何ぞ彼等に劣り可申哉只可恨は是迄は一切鎖國いたし居候侍、世界中相開け、炮器航海自由自在、加之各國互之戰爭に相試軍器謀略現實日新之術一向に不相分、口惜き事ながら先づ漸を以港をも御開き、大艦并追々に出來、彼之地にも被差越、大に利を起し火器軍法を習し、人氣一致いたし候へは世界中左迄後れは取用間敷、英吉利は邊土不辨利之國に候へとも軍略火器大船等之利を以世界之強國と唱候、今暫屈するは先にて伸んとするの理、能々御合點有之度候¹⁾。

即ち和親を結ばざれば戰爭を起し、戰爭せざれば和親を結ぶ世界の大勢において、和親同盟を拒めば世界の列強を相手に長期の戦ひに入るは必至である。然るに此の非常の時に於いて我國は未だ鎖國の夢醒めず、最新の兵器

14) 栗本 雲著、發行、肥後藩改訂、景岳會發、肥後藩、此他幕末外國關係文書之四一廿二參照、85、86頁、全、6頁

15) 1)

戰略に通ぜざるため兵端を開くは無謀の舉である。と説き、暫く屈して以て和親を結び、港を開き商船を遣りて交易の利を求め、彼の長を採り我が短を補はば、諸外國に劣ることなき我が國民の才能と相俟つて世界の列強と並列し得て、果ては宇内を経綸するに至るべしと論じたのである。

忠震が開國交易論者であることは云ふまでもない。ここに忠震の世界の大勢に對する認識と、列強に遅れざらんがための道を辨へてゐたことと共に、我國に對する無限の信頼と自信とを窺うことが出来る。

右の論は忠震の思想を盡せるものであると共に、忠震にとりても結論的なものであつたと思はれる。蓋し幾許もなくして眨黜せられ再び立たずして卒したからである。以下主として「大日本古文書幕末外國關係文書」に見れた忠震の思想を述つてみることにする。

三 交 易 論

忠震は既に安政二年五月三日、川路聖謨、水野忠徳等と連署の上申書において、『今更に至り缺乏之名義を立一時面目を改候様之取計方仕候ては、彼に憤を醸し瑣細之義より遂には争端をも可引出筋に付、先見迄之姿に据置強て差支に不相成品は御渡に相成候方に可有之』と述べて、缺乏品の名にかゝはることなく、差支へなき國産品の輸出を認め、缺乏品貿易の擴大を圖るべきを論じてゐるが、更に長崎に在つて各國商法租稅徵收法等貿易方法を調査してゐた忠震は、諸有司と連署の老中への伺書において、『先づ長崎、箱館之二港に而、協荷商法之振合に基き差向和蘭交易御許、右仕法を以英吉利亞墨利加等々御達にも相成候はは可然哉』、協荷商法に準じて交易せば「後弊は勿論、御國內差支え有筋も無之、長崎會所并地役人等迄迷惑不致、且何時英吉利使節渡來致し候而

1) 幕末外國關係文書之一、286頁
 2) 幕末外國關係文書之一六、727頁
 海舟全集第二卷、288頁
 勸定奉行長崎奉行兼帶水野俊守忠徳、長崎奉行荒尾石見守成允

も右仕法に而纏り可申と奉存候』と、本方商法を排して協荷商法を各國との基本とすべきであるとしたり。然してその仕法に就いては長崎奉行并長崎在勤目付上申書(水野筑後守、荒尾石見守、岩瀬伊賀守)に於て窺ひ得る。即ち『御國內御取締筋は勿論代り品産物集方外國品賣捌方とも、總て手廣く、出入とも御差支無之、御益も相増候様之御仕法に不被爲成置候而は、難相成候儀に付、一同篤と勸辨評議仕候』。『依而御取締筋に拘り候竹々は、都而舊格を取捨仕、舊來之仕法を推廣め、入札商人并賣込商人とも御料初諸家領分にも、望人數多數有之候趣に付、夫々相當之運上會所へ爲相納、十分に仕入仕拂方とも行支無之候様爲仕候には、御料私領共、夫々被仰出御座候方とも奉存候』と、從來の協荷商法を改組して大規模化すべきを説いてゐる。事實安政四年に締結せられた日蘭(八月廿九日)日露(九月七日)兩追加條約は協荷商法の振合になれるもので、會所の仲介を要したが、船數及び貿易額に制限なく噸稅、輸入稅輸出禁制品を規定し、噸稅も之が最初であつた。忠震は日露追加條約の締結に就いて『今度魯西亞此通りに爲取替相濟候者、大に向後外國之貿易申出候節の大根基出來、誠に大慶仕候。右に付而者餘程決行六ヶ敷事も有之、衆議區々に御坐候處、此好機會に臨み、取失候而者國家の大幸を見通し候次第に付、餘程激論を發し、漸々筑州(水野筑後守忠震)をも説破、兩國共無滯爲取替相濟申候眞に雀躍の至りと、江戸同役に自負してゐることは交易を國家の大幸とする忠震の思想の一端を示せるものである。

然し忠震は蘭人を通じての貿易事項調査には満足せず各國貿易の實際を知らんとして香港出張論を主張した。

『忠震追々貿易之取則も何と歟纏り可申候得共、此上はせめて香港へ少し之間にても參り、實地研究いたし候儀、海上備に二日に而被參候咫尺之所を、其儘に立歸り候は、扱々残念之至、此度渡來之前文スターネルに駕し、同所を一搜仕候へは、最早遺憾無之、隔靴搔痒之疑盡悉く相釋け明了なるべしと、吳々不堪魂飛候、國家不朽に傳へ候貿易之基本を定め候に、外國交際之實驗も不致、手を下し候は、輕忽之嫌は免れ難く、實此地に來り、彼等に對し、通商貿易之談判を討論折衷いたし候職に當り候而は、中々默止

3) 幕末外國關係文書之一七、802-803頁

4) 幕末外國關係文書之一七、707頁

かたく、僅に二日之船路を就せずして、彼れが三寸舌頭をたのみ候は、甚以不本意之至、何卒當所に而研究届き候上、右之實歴を暫時経過仕度⁵⁾」

と論じ『小生杯御都合に寄、身分は何程引下り候共、右之事さへ相遂候へば、國家萬分の一を補ひ候儀も相出來可申旨、爲天下此望みは何分難捨御座候、貿易御開きと御決斷も有之上者、右之義は御擧用有之候共瑣々たる事⁶⁾』と、自らの抱負を示して、貿易調査のため、香港に出張し各國貿易の得失を篤と偵探せんことを望んだのである。香港出張論は『吾邦の威權輝天地候基本を組立申度至願にて御座候⁷⁾』と言へるが如く完備せる通商條約の締結に資するにあつた。此の香港出張論に關する老中よりの諮問に對して、評定所一座、勘定奉行同吟味役は見合すべしと答へ、大目付目付、林大學頭輝、筒井肥前守は之に贊同したが、九月遂に評議區々の理由を以て實現されなかつた。

忠震は更に商船に注目した。安政元年五月軍艦購入に就き諸有司と共に『別に廉立候義も相見不申候⁸⁾』と、購入を可とする旨上申してゐるが、安政三年九月下田にて忠震はフアピユスと會せし際に『商船は官符より仕出し候哉、銘々自己にて仕出し候哉、軍艦は右見廻之爲之趣、付而は租稅等之規則も可有之哉⁹⁾』と質疑し、且和蘭船借受賃及び蘭人按針役雇賃が問はれてゐることは、¹⁰⁾商船と軍艦の相違を了解し商船を雇傭するを考慮してゐることを示すものである。

忠震は香港出張論を説くと同時に商船を買上げて船運の大利を開くべき事を主張した。即ち、次の如くである。

『此度入津之蘭船三艘之内、最後に入津之船は、スクターネルにて、毎度亞米利加商船下田へ入津之スクターネル同様に受候、餘程能

5) 幕末外國關係文書之一六、457—458頁

6) 同上 458頁

7) 同書之一七、712頁

8) 海舟全集第一卷、473頁

9) 幕末外國關係文書之一五、14頁

10) 同上 25—26頁

船之様に相見へ候、右は賣拂候而も宜敷船之由、價も格別之事にも無之、是非御買上げ、御用に相成候様仕度、兼而運輸之御用にも相成候ため、商船入津、幸の事故、筑後へも是非くんとすすめ申候、鍋嶋是非買上げ度趣に而、奉行へも私方へも度々申出、大渴望之様子に而、初而御國地之彼國之商船出來候事に付、諸侯に奪れ候而は、何共殘念、其上軍艦計に而は、運送之用無之候間、是非此一船を御買上げに相成、船運之大利を開き候端緒なし申度候」と。

當時幕府諸藩いづれも洋製商船を保有してはゐなかつたため、忠震は諸藩殊に佐賀藩に懇けて商船を買上げ軍艦を遣りて商船を護衛し、進んで出貿易の端緒を開きてその大利を舉げんと志したのである。即ち香港出張論において「此度渡來之前又スクーネルに駕し同所を一搜仕候へは、最早遺憾無之」と言へるは、香港出張論と商船買上論との密接な脈絡を示すものであつて、香港出張が單なる貿易調査ではなく、忠震自身に於ては香港にて交易を實現せんことを企圖してゐたものであることが出来る。

忠震の海外渡航の念願は放棄されず日米通商條約審議の終了に當りて「條約本書爲取替之儀は、彌當方より使節被差遣於華盛頓府爲取替候事と治定致し候」とし、條約批准書の交換を期として自ら華盛頓に赴き宿望を達せんと志した。併しこの事成らざる中に職を退き、萬延元年正月十八日に、新見豐前守、村垣淡路守、小栗豊後守の遣米使節の一行が品川を出發したのである。

四 横濱開港論

長崎よりの歸途ハリス出府の報を聞きて東海道日坂驛より提出した上申書、又江戸同役への書翰及び歸府後の上申書において、忠震は下田に替りて横濱を開港し大に我が國の繁榮を圖るべしと論じた。

開港場は如何なる土地を選ぶべきであるか。「右者往々貿易御開場所之爲に有之候間、たとへ如何程よき海灣

11) 幕末外、國關係文書之一六、455頁
 13) 幕末外、國關係文書之一六、457頁
 15) 幕末外、國關係文書之一六、30頁
 2) 同上、332-336頁
 12) 幕末外、國關係文書之一八、443-456頁
 14) 幕末外、國關係文書之一八、716-746頁
 1) 幕末外、國關係文書之一八、326-331頁
 3) 幕末外、國關係文書之一八、396-399頁

に候共、僻地に一村落と申迄之場所へ、御引替に相成候而者、外國も承知仕間敷、たとへ一時無理に押付置候共、第一此方にも、持ちあつかへものにて、永續可致見据更に無之、何れ港も可也人民も多き繁華之地に御開不相成候而者有れとも無きが如く』と開港場は地形の良否よりも寧ろ僻地をさけて繁華の地を以てすべしとす。

かゝる開港場としては果して何處の土地が適當であるか。忠震は江戸より遠き所を開くべしとする論を排し、紀伊伊勢志摩附近は伊勢神領に近いため外國船入津の地ではなく、又萬一諸外國が公使の江戸駐割を條件に此等の開港場を承諾したとしても、偏鄙の故を以て後日再び我方に開港場變更を迫るべく、果ては公使駐割開港場變更の兩者を失ひ外交上の得策ではないとした。大坂は當時ハリスが『御國地之内江戸を第一とし、大坂は是に續き候好き地にて、川筋四通五達、商賣都合宜、船具其外取扱ふにも便利、地も廣く、人も多ければ、商ひも隨而盛に可相成、此地を除き候而は、商法狭少に相成、外之地所に而御開に而は、十分之一と相成、商賣も又十分の一の小商賣に相成申候』と述べ、又忠震自らも同地が山海の大利を兼ねた咽喉の土地にして『日本全國之利權七八分者同所に歸し候勢有之候場所に而、古來より金主等も夥數、長崎表交易之利潤も、八九分者大坂商賣之手に落候儀に御座候處』と繁華の地たるを認めてゐたのであるが、忠震は大坂は開港すべきではないと主張してゐる。其の理由は、先づ京都に明き抜け同然の地形で大義において穩でなく、次には、大坂は『日本中極上都合之地故自然大商巨家之藪澤と相成候者、天然之勢ひにて、此上何なく共、坂城之衰へ候氣遣ひ無之』之に反し『江都の如きは、全く人力を以て繁華を成し居候譯にて、一體の地勢中々大坂如きに者無之候間、此上萬國之交易、他場所へ計り盛に開き候而者、江戸は財貨諸産物とも追々減少國中の豪澤者、悉く彌他場所に歸し候は必定』にて

『江都初め全國盡く衰微仕、同所のみ肥へ太り、且帝都之事端を生し、萬々御不都合之義に可有之』とする點にあつた。即ち大坂を開港すれば長崎交易の利潤に更に萬國の交易の利を加るに至り、之に反して人力の地たる江戸は必ず衰微するに至ると云ふにある。茲に於て忠震は『御國地萬世之利源を御開、大義を天下に御掲げ被遊候には、武州横濱之御開港相成』と、横濱開港論を主張したのである。

その方法は、先づ鎮守を置き貿易會館を建設し、條約國船の入港を許可し、外國官吏を在任せしめ、東は六郷川、西は武州相州の國境、北は公領と私領との然るべき境を以て遊歩地域とする。横濱開港の曉には、外に對しては外國人の素願を容れる結果、『ミニストル住宅等之義者、瑣々々々之餘波と相成』公使江戸駐劄の問題は主要性を失ひ、内に對しては、日本全國の國産品を外國品と交易して萬國の貨品を江戸より全國に配布し、而も其の弊害を速に知りて速に措置を講じ得て善惡ともに取締りに宜く、且『眼前に萬國之船々入津致居候義に付、英國龍動等之振合にて、武備之精練自然怠慢不相成氣分に推移り、士氣も一層凜然と罷成、内海陸手とも、御備向も自然嚴重に相立、又者外國之船々渡來之内、軍國之利益筋新奇發明之品も有之候得は、江都近之儀故、誰に茂手輕に爲相學候儀も出來、都而之精美先つ江府に御採被成候而、闔境え推及候手順に相成、天下之權勢愈御掌握に歸し候事實有之あるのみならず上者京師え被爲對、天下之難とする事を御手許に御引受被成候而、宸襟を休られ候御大義御美德相顯はれ、諸藩末々迄、一言も申上様無之、下者天下之利權を御膝元に歸し、萬世之利源を興し、中興一新之御鴻業も、これに従て相立候御基本と奉存候』とて實に横濱開港は彼の要求に應じて我が利を謀り、彼の新規發明の品を手輕に學び得て萬世の利源を興し、中興一新の業を成就せしめる基本であると斷じたのである、横濱開港論も忠震の交易思想の具體的表現であることは云ふまでもない。忠震が大坂を排し特に横濱を指定し

たのは、飽まで横濱が江戸近傍の一地たることに基づいてゐるのであつて、横濱の地形の良否に依つたものではないことは、忠震が更に、『江府近之場所に候は、淋形等十分に無之候とも、甘心承伏可仕候』と述べ、或は『天理人情何にはかり候而も、江都に一個所無之候而者、決而相成申さず奉存候』と言へるによるも明らかであらう。江戸繁榮のためには江戸近傍に開港場を保有することが絶対に必要であるとの見解を有してゐたからである。日米通商條約審議においても敢て横濱を固執せず成文に神奈川開港と決して後に、神奈川を横濱に變更せんとせし際、忠震が信義に反すとて變更に反對したことは、又之を證據だてるものではあるまいか。

然し忠震が江戸近傍の一地として何故横濱をえらんだかは明らかでない。或は佐久間象山の横濱開港論が忠震に傳へられた結果であるかとも思はれる。

五 製鐵所建設地論

安政二年七月長崎にて海軍傳習が始まると共に、蒸氣器械の仕替及手入等に必要なる諸道具が和蘭に注文せられ、此等諸道具並びに關係工師が來着したのは翌々安政四年のこと、勘定奉行長崎奉行兼帶水野筑後守忠震及び長野奉行荒尾石見守成允が幕府に伺の上、同年十月長崎稻佐郷飽之浦の地に起工し製鐵所の設置をみたのである。此れより先六月、長崎に在つた忠震は在府同役への書翰に於て製鐵所の建設地に就き次の如き見解を披瀝してゐる。

『不口ヤツパン渡來之由、其節右器械取立之士官職人等乘渡り候趣に御座候、右取建之地所、只今より取極め置被下座と懇々申居候、右は何れ何に相成積に御座候得共、條程大仕掛之様子故、小生愚考にては、當地に御取建は大むたなるへし、第一玄蕃殿(永

5) 幕末外國關係文書之一、260—261頁
 6) 佐久間象山全集上卷、54頁
 1) 海舟全集第八卷、93頁
 2) 幕末外國關係文書之一六、457頁

井玄蕃頭尙志ノコトも御承知之通、當所には鐵更に無之、遠方より取集め、出來之上又遠方へ積送ると申儀にては、辨利之鐵造器出來候證も無之、且は地所も狹隘にて、十分取建も出來申間敷、江戸近傍へ取建候得は、最も妙左も無之候は、箱館は地所も廣く、鐵も澤山有之事故是非此二個所之内に出來候様いたし度もの也、實に此地に差置候は有用之大器械を無用に歸し、慨姿にて、殘念至極に奉存候。

長崎の稻佐郷は從來からも『同所は港向に而市中にも懸隔、御取締可宜奉存候』³⁾とて上陸遊歩地或は埋葬地とされんとした地であり、長崎には『當地は被見候通地狹にて、外に場所も無之』⁴⁾と長崎奉行も言へるが如き事情に従つて製鐵所の建設地が定められたのであらうが、忠震は長崎自體がその地に非ずとしたのである。當時長崎は諸物總て他地方の運輸を仰ぎ諸原料の貯藏を要し且邊地にして幕府にとりても地の利を得たものではない。

忠震の主張は容れられずして文久元年三月長崎製鐵所は一先づ竣工したが、遂に幕府は江戸近傍に製鐵所設置の必要を認めて元治元年佛國公使レオンロツシュに諮り、同國技師を傭使して横濱と横須賀とに製鐵所を建設した。是れ製鐵所の有用且大規模なるべきを洞察した忠震の製鐵所建設地論に胚胎せるを思ふべきである。

六 結 言

香港出張論、商船買上論、横濱開港論、或は製鐵所建設地論等、何れも交易を以て富國強兵の基本とする思想に基づいてゐる。又もとより海外事情の認識に基づいてゐるものである。忠震は當時が非常の時局たるを能く辨へ、祖法變改の必要を痛感し、彼の長を採り我が短を補ふべく、廣く智識を世界に求めんとした。阿部正弘、堀田正睦、或は井伊直弼の下にあつて外交の樞機に参加し得た忠震は、單に開國交易思想を抱くに止まらずして、或

3) 文書一、二、488頁
4) 文書一、四、666頁
5) 文書一、八、101頁
6) 文書一、八、378頁

る程度自己の抱懐せる思想を實際に生かし得る立場にあつた。日露追加條約締結に當りては、國家の大幸を見遁し得ぬとして卒先その締結に努力し、殊に日米通商條約に調印した¹⁾こと等はその例證ではないかと思はれる。又江戸中心思想の殘滓も見受けられるが、同時に諸國產物の振興をも考慮してゐる²⁾。更に忠震は絶へず人心の和合を重視して、その一致に努めた。

安政の數年間に過ぎなかつた忠震の活躍期間は極めて短いが、單に外交上のみに止まらず、貿易を重んじ製鐵所の有用を是認し、講武所海軍傳習を援助する等、軍事を奨勵し、我國が世界と長期戦に入るを得策にあらずとして盡力したその足跡は幕末においても小さしとはせぬであらう。『天地之間³⁾大強國を引請候儀、亦愉快のいつに御座候』と、安政五年六月十八日、左内に書を送りて、神奈川小柴沖に碇泊するポーハタン號に出張した忠震は、既に列強を揣りて次の如く曰へるは、正に炯眼と云ふべきではないか。

『大輪戰艦巨砲震。黒烟激船波印轍。彼何爲者來相欺。日魯日亞日英佛。其器難巧其人卑。青島昭利互吞滅。汝不知乎東方男子國。男子義膽堅似鐵。』

『百物何須外國求。肥前銃砲陸摩舟。十年勲業君看取。日本旗號通五洲。』⁴⁾

- 1) 昨夢紀事三卷、402頁、四卷200頁參照
- 2) 前掲幕末外國關係文書之一八、599頁參照
- 3) 橋本左内全集、527頁
- 4) 鑛影集(「江戸」第一號)